

文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

目次

- 1 はじめに
- 2 定義
- 3 感染防止のための基本的な考え方
 - (1) 「三つの密」の発生防止
 - (2) 催物（イベント等）の開催制限
- 4 基本的な感染防止策
- 5 施設管理者が講ずる具体的な対策
 - (1) リスク評価
 - ① 接触感染のリスク評価
 - ② 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ感染）のリスク評価
 - (2) 施設内の各所における対応策
 - ① 消毒
 - ② 換気
 - ③ 社会的距離の確保など
 - ④ その他
 - (3) 従事者に関する感染防止策
 - (4) 周知・広報
 - (5) 公演主催者との関係
 - (6) 感染が疑われる者並びに感染者が発生した場合の対応策
- 6 公演主催者に協力を求める具体的な対策
 - (1) 基本的な感染防止策
 - (2) 収容率について
 - (3) 事前調整
 - (4) 公演関係者に関する感染防止策
 - ① 準備 ② 仕込み・撤去等 ③ 練習、本番等 ④ その他
 - (5) 来場者に関する感染防止策
 - (6) 会場内での感染防止策
 - ① 消毒 ② 換気 ③ 客席 ④ 社会的距離の確保・会話の抑制など
 - ⑤ 入場時の対応 ⑥ 物販等 ⑦ その他
 - (7) 感染が疑われるもの並びに感染者が発生した場合の対応策

文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日

名古屋市観光文化交流局文化芸術推進課

1 はじめに

本ガイドラインは、国の方針及びそれを受けて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和5年3月13日 公益社団法人全国公立文化施設協会）」を踏まえ、文化施設の新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。今後、国又は愛知県の方針の変更や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）」等の改訂があった場合は、本ガイドラインの内容を必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

2 定義

このガイドラインにおける以下の用語の意義は次のとおりです。

- ・設置者 文化施設を設置する自治体（名古屋市）。
- ・施設管理者 文化施設を管理する事業者（指定管理者）。
- ・従事者 文化施設の管理・運営に従事する者。
- ・公演主催者 文化施設で公演又は催事等（以下「公演」という。）を主催する事業者（施設使用者）。
- ・公演関係者 出演者及び公演の開催に携わるスタッフ。
- ・来場者 公演を鑑賞等するために施設に来場する者。

3 感染防止のための基本的な考え方

(1) 「三つの密」の発生防止

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のある場の発生を極力防止するよう努めてください。なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密閉・密集・密接のいずれの発生も避けるよう努めてください。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

催物（イベント等）については、国における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和5年2月10日変更 内閣官房新型

コロナウイルス感染症対策推進室長)」及び当地域の感染状況等を踏まえ、本ガイドライン並びに業種別ガイドラインに則した感染防止対策が徹底されることを前提に、別紙1「催物（イベント）開催の目安」のとおりイベント等を開催することができるものとします。ただし、別紙1の目安内であっても、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するよう、公演主催者に対し、慎重な対応を求めることとします。

また、市内で急激な感染拡大のおそれが生じた場合や、同種のイベント等でクラスター発生事例が確認された場合等は、対応を再度検討することとします。

なお、今後は必要に応じて適宜、本ガイドラインの改訂を行います。

上記の考え方を踏まえ、設置者、施設管理者、公演主催者をはじめすべての主体が感染回避に徹底して取り組むため、以下の具体的な対策を講ずることとします。

4 基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、別紙2「イベント開催等における必要な感染防止策」を周知するとともに必要となる措置を講じてください。

5 施設管理者が講ずる具体的な対策

(1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者、公演主催者及び関係者、来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い効果的な感染防止策を講じる必要があります。

利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、券売機等）には特に注意を要します。

② 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ感染）のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声でのよびかけ等が頻発する場所等の状況を評価します。

(2) 施設内の各所における対応策

施設管理者は、リスク評価（①②）を踏まえ、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図ってください。

① 消毒

- ・手指消毒や手洗いを励行してください。
- ・少なくとも施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の徹底した消毒を行ってください。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする必要があります（以下、消毒に関する記載において同じ）。
- ・会場内やロビー、会議室、練習室、楽屋、トイレなど、不特定多数が特に接触する頻度が高いと判断される場所は、定期的に消毒してください。
- ・施設の出入口に、手指消毒用の消毒液を設置するようにしてください。不足が生じないよう定期的な点検を行い、必要であれば、入口と出口を分けること（一方通行）や、出入口数を制限することも検討ください。

② 換気

- ・施設内の換気を徹底してください。
- ・合理的な換気量（ビル管理法に基づく必要換気量は1人当り毎時30m³以上）を保つよう換気設備の点検を実施するなど、維持管理に努めてください。
- ・施設内は、空気調和設備の運用（換気扇、扇風機、サーキュレーターなどの使用も含む）に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により空気の通り道を確保するなど自然換気を図ってください。

③ 社会的距離の確保など

- ・施設内では、来場者等が密にならないように、人と人との間に適切な間隔を確保するよう努めてください。
- ・窓口等の行列においても、適切な間隔を空けた整列を促すよう、掲示等で周知してください。

④ その他

- ・施設内に複数の会場がある場合（大小ホールなど）や他用途の施設との複合施設の場合、それぞれの関係者の動線ができるだけ交わらないようにゾーニングを講じてください。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。

<トイレ>

- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・個人のハンカチ、ペーパータオル等を使うように徹底してください。

<清掃・ゴミの廃棄>

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、手袋の着用を徹底してください。
- ・作業を終えた後は、手洗い・消毒を行ってください。

<飲食施設、ショップ>

施設管理者は施設内の飲食事業者等及び公演主催者に対して、次の通り感染予防措置を要請してください。名古屋市が貸付及び目的外使用許可している飲食事業者等に対しては、名古屋市から要請します。

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が適切な間隔となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫してください。
- ・混雑時は必要に応じて入場制限を実施してください。会場に付属する飲食カウンター等については、休憩時等に密集状態が発生しないようにしてください。
- ・来場者が密にならないように、適切な間隔を空けた整列を促すよう、掲示等で周知してください。
- ・飲食施設やショップ等の入り口に消毒液を設置し、来場者へ手指消毒や手洗いを励行してください。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。可能であれば、使い捨ての紙食器を利用してください。
- ・施設内の換気を徹底してください。
- ・飲食施設に関わる従業員は、手指消毒を徹底してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようにしてください。

(3) 従事者に関する感染防止策

- ・本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように周知徹底してください。
- ・執務エリアでの密集を避けるため、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めてください。また、必要に応じて遠隔会議システムも活用してください。
- ・執務エリア(休憩室等含む)でも、可能な限り事務用品等の共用は避けてください。
- ・ユニフォームや作業着はこまめに洗濯してください。
- ・公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接

触を控えてください。

- ・施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。また、こうした情報が必要に応じて保健所などの公的機関へ提供され得ることを周知してください。
- ・従事者等の感染が疑われる際の対応について事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定めてください。

(4) 周知・広報

感染予防のため、「4 基本的な感染防止策」に記載された事項について、施設内の掲示やホームページ等により、来場者に対して周知・広報してください。

(5) 公演主催者との関係

- ・公演主催者に対し、ガイドライン等に即した感染防止策を徹底するよう求めてください。
- ・公演主催者に対し、別紙誓約書を提出するよう求めてください。順守されない場合、施設管理者は使用許可を取り消すことができます。

(6) 感染が疑われる者並びに感染者が発生した場合の対応策

- ・施設管理者は、感染の疑いのある者並びに感染者が発生した場合に、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。
- ・発生の際には保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報を速やかに提供してください。また、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には、必要箇所の消毒を実行してください。
- ・施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について事前に検討を行ってください。（換気の良い救護室（一時的隔離）や備品の準備等）

6 公演主催者に協力を求める具体的な対策

- ・公演主催者は、本ガイドラインを順守することはもとより、催物の性質等により講ずるべき感染防止策の水準等が異なること等に鑑み、必要に応じて各公演ジャンルの統括団体等が策定しているより詳細なガイドラインも参照し、感染防止策を徹底してください。以下の感染防止策は、要請の例示として掲げるものです。
- ・施設の利用にあたっては、別紙誓約書を提出してください。順守されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。
- ・公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとします。

(1) 基本的な感染防止策

前掲「4 基本的な感染防止策」を参照し、徹底してください。

(2) 収容率について

「3 感染防止のための基本的な考え方 (2)催物（イベント等）の開催制限」を参照してください。

(3) 事前調整

- ・公演主催者と施設管理者は、予定されている公演や施設の利用について、ガイドラインを踏まえた感染防止策の具体的な措置と、双方の役割分担を調整してください。
- ・仕込み、リハーサル、撤去について、施設の使用時間の中で、余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定を設けてください。
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演（特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演）については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について、より慎重な対応を検討してください。

(4) 公演主催者及び公演関係者に関する感染防止策

① 準備

- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- ・公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報提供を速やかに行ってください。
- ・催物開催中や開催前後における、感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。

② 仕込み・撤去等

- ・仕込み、撤去等において、十分な感染防止策を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。

③ 練習・本番等

- ・手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で適切な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。

④ その他

- ・楽屋等（リハーサル室、集会室等を含む）でも、不特定多数が触れやすい場所の消毒を徹底し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。また、換気を励行してください。
- ・楽屋等で飲食を行う場合は、6 (6) 会場内での感染防止策⑦その他及び5 (2) ④＜飲食施設・ショップ＞に記載する感染予防措置を行うなど、十分な感染防止対策を講じてください。（なお、元来飲食を禁止している場所での飲食を認めるものではありません。）

(5) 来場者に関する感染防止策

- ・来場者に対し、感染防止策（「4 基本的な感染防止策」）を周知（事前、公演当日）してください。
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に十分に周知するようにしてください。また、来場を控えてもらった場合の対応（チケットの振替や払い戻しを規定するようにしてください）。
- ・公演前後の交通機関の分散利用や、飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(6) 会場内での感染防止策

接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、咳エチケットの徹底と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。

① 消毒

- ・会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を徹底して（公演前、公演の入れ替え時等）行ってください。
- ・会場入口には施設管理者が無償貸与する消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的に点検してください。

② 換気

- ・会場内は、空気調和設備の運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ってください。

③ 客席

- ・座席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から適切な距離を取ってください。
なお、演者が発声をしない公演等（演者が、激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う等、飛沫感染のリスクが考えられるような公演については除く。）については、舞台前からの距離をとる必要はありません。

④ 社会的距離の確保・会話の抑制など

- ・休憩時間や入退場時間は、施設使用時間の中で、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・休憩時間や入退場時には、会話の抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ・休憩時間や入退場時の移動に際しては、券種やゾーンごとの時間差とするなど、滞留を抑制してください。
- ・密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場動線の分散、案内人員の配置等を行うことにより、適切な距離の間隔を保持してください。
- ・会場内での行列（トイレ、飲食カウンター、入退場時等）は、適切な間隔を空けた整列を促してください。
- ・来場者の案内や誘導に際しては適切な間隔を取ってください。

⑤ 入場時の対応

- ・会場入場時に検温等の対策を実施してください。
※検温機器は施設管理者が無償貸与します。
- ・以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - － 検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
（又は、平熱と比べて1度以上高い場合）
 - － 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - － PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - － 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに、当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合等
- ・入場時のチケットもぎりについては、入口の滞留状況等を想定し、簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、公演主催者は目視で確認する）するか、係員（公演主催者）のこまめな手指消毒（もしくは手袋の着用）を徹底する等を検討してください。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は据え置きとし、来場者が自ら取得するか、手渡しの場合は、係員（公演主催者）の手指消毒（もしくは手袋の着用）を徹底してください。
- ・会場のクローク機能については、必要最小限の運用とし、取扱者は手袋を着用してください。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。

⑥ 物販等

- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・物販に関わる従業員は、必要に応じてこまめな手指消毒（もしくは手袋の着用）を行ってください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。

⑦ その他

- ・会場内及び屋内共用部での飲食については、下記の対策を推奨してください。
 - － アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ
 - － 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食
 - － 飲食店に求められる感染対策等も踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）

なお、元来飲食を禁止している場所での、飲食については引き続き禁止とします。

- ・飲食専用エリアを設ける場合は、5 (2) ④＜飲食施設・ショップ＞に記載する感染予防措置を行ってください。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、電源オフではなく、接触確認アプリの作動を妨げないように電源およびBluetoothをオンにしたうえで、「マナーモードかつフライト／機内モード」設定を推奨します（携帯電話抑制装置の使用はアプリ作動には干渉しません。）

(7) 感染が疑われる者並びに感染者が発生した場合の対応策

- ・公演主催者は、公演関係者等の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定めてください。
- ・感染が疑われる者並びに感染者が出た場合は、速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けるとともに、施設管理者へも連絡してください。
- ・保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報提供を速やかに行ってください。
- ・感染が疑われる者等と接触する際は、手袋等を着用してください。

催物（イベント）開催の目安

1 参加人数の定義

参加人数は、公演主催者と来場者のいる場所が明確に分かれている場合は来場者数のみを計上することとし、公演主催者と来場者のいる場所が明確に分かれていない場合は、両者を合計した数とします。

2 開催制限の目安等

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和5年2月10日変更 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」に基づき、会場の換気等、必要となる感染防止対策の実施を前提に、収容率を100%とします。

3 感染防止策等の公表

事前予約制・チケット販売・時間指定（「〇時～〇時まで」の一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）については、愛知県が定める様式（別紙2に記載）に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを公演主催者等が作成・ホームページ等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管することを求めることとします。また、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合、開催後直ちにイベント結果報告フォーム（別紙3）を主催者等から愛知県に提出することを求めています。

【 イベント結果報告フォームの提出先 】

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 特措法対策グループ

電話 052-954-7414

メールアドレス bosai@pref.aichi.lg.jp

対応時間 平日 9時から17時まで

4 その他

＜会議室・練習室等の利用について＞

会場の換気等、必要となる感染防止対策の実施を前提に、定員まで利用することができます。一方で、条件が担保されない場合は、収容率50%以内の利用とします。

＜楽屋・控室等の利用について＞

感染防止対策を徹底したうえで、密にならない範囲において、定員まで利用することができます。

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
①飛沫感染対策 ☐ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底 ※ 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保	⊖ マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 ▪ マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ▪ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 ○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導 ○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
②エアロゾル感染対策 ☐ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く ☐ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○ 各施設の設備に応じた換気 ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ⊖ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

※取消線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策 ③接触感染対策 □ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策 ④飲食時の感染対策 □ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知	○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
⑤イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 - 健康アプリの活用等による健康管理 - 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 - 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える - 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 - 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保 本番前後でのマスクの適切な着用 - イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知